法律

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第七十九号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「及び附則第十一条第一項第四号」を「及び附則第十一条第一項第五号」に改め、同項第二号中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改める。

附則第十一条第一項第一号中「規定する建設線」の下に「（以下この項において「建設線」という。）」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　中央新幹線（平成二十三年五月二十六日に全国新幹線鉄道整備法第七条第一項の規定により決定された整備計画に係る建設線をいう。以下この号において同じ。）の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る同法第六条第一項に規定する建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること。

附則第十一条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「場合には」の下に「、第十一条中「第九号に掲げる業務」とあるのは「第九号並びに附則第十一条第一項第四号に掲げる業務」と」を加え、「附則第十一条第一項第四号の業務及び」を「附則第十一条第一項第四号及び第五号の業務並びに」に、「第三号まで」を「第四号まで」に、「第三十一条第二号」を「第二十九条中「第十一条」とあるのは「第十一条（附則第十一条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十一条第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項第四号の規定による貸付金の貸付けに関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十二条第一項から第三項までの規定中「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正）

第四条　外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号。次条において「不当廉価建造契約防止法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第八項の改正規定中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第九項」に改める。

（調整規定）

第五条　不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百五十二号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十一条第六項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号及び第二項、附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号並びに附則第八条中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中央新幹線の建設に係る貸付金の貸付け）

第八条の二　法附則第十一条第一項第四号に規定する建設主体は、同号の規定による貸付金の貸付けを受けようとする場合には、当該貸付金の借入れの効果その他の国土交通省令で定める事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

附則第九条第一項中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同条第三項中「附則第十一条第六項」を「附則第十一条第七項」に改める。

附則第十一条第二項中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第二条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第二項第一号中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎